

砂川市へ転入された方へ
(選挙についてのお知らせ)

北海道知事・北海道議会議員選挙 【投票日 平成31年4月7日】

・道内の同一市町村に3ヵ月以上居住されていて、その後も道内に住所のある方

以前お住まいだった市町村において選挙人名簿に登録されている場合、①登録されている市町での投票・期日前投票もしくは②砂川市での不在者投票ができます。

①転入前の住所地での投票・期日前投票をされる場合

投票日か期日前投票期間中に市町村で発行している「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の提示、または引き続き道内に住所を有することについての確認を受けた上で前住所地の投票所か期日前投票所にて投票ができます。

②砂川市での不在者投票をされる場合

不在者投票期間中に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会へ投票用紙等の請求をおこない、砂川市で不在者投票をおこなうことができます。詳しくは名簿登録されている市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

●不在者投票期間

北海道知事選挙 3月22日(金) ~ 4月6日(土)

北海道議会議員選挙 3月30日(金) ~ 4月6日(土)

●投票場所

砂川市役所 1階会議室

●投票時間

午前8時30分 ~ 午後8時 まで

砂川市長・砂川市議会議員選挙 【投票日 平成31年4月21日】

砂川市長及び砂川市議会議員選挙については平成31年1月13日までに転入の届出をされ、その後も砂川市にお住まいの方は投票することができます。平成31年1月14日以降に届出をされた方については今回投票することはできません。